

OTC 医薬品企業の活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針

2013年4月1日 制定

株式会社 明治

1. 企業方針

株式会社 明治は、有用で高品質な OTC 医薬品、指定医薬部外品を開発し、それを安定的に供給するとともに、適切な製品情報を迅速に提供することにより、人々の健康と安心に貢献することを使命とします。その使命をまっとうするために、医療機関等と強く連携するとともに、企業活動と医療機関等との関係の透明性確保が求められていることを認識し、「透明・健全で社会から信頼される企業」であることを経営姿勢としています。

そこで当社は、日本製薬団体連合会で定める「製薬企業倫理綱領」、日本 OTC 医薬品協会が定める「OTC 薬協企業行動憲章」、「OTC 医薬品等プロモーションコード」をはじめとする関係諸規範及びその精神に従い、医療機関や医療関係の皆さまとの連携活動における透明性を確保するために、日本 OTC 医薬品協会の「OTC 医薬品企業の活動と医療機関等との関係の透明性ガイドライン」を基に、当社の「OTC 医薬品企業の活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針」（以下、本指針といいます）を定め、情報公開を行います。

本指針は、当社 OTC 医薬品、指定医薬部外品の研究・開発、製造販売後の有効性・安全性の確認、適正使用のための情報管理、学術研究助成等を継続して行うことにより、当社の活動が医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、また、その活動が高い倫理性を担保したうえで行われていること、などについて広く理解を得ることを目的としております。

2. 対象となる費用

- (1) 医療機関、医療関係者に対する、研究開発に関連する費用
- (2) 医療機関、医療関係者に対する、OTC 医薬品等の情報提供に関連する費用

*詳細は「5. 公開対象」に記載

3. 公開方法

当社HP (<http://www.meiji.co.jp/>) を通じて、前年度分の資金提供を、決算終了後、一定の時期に公開します。

4. 公開時期

2013年度分（2013年4月～2014年3月）について、2014年度より公開を開始し、以後毎年度、前年度分を公開します。

5. 公開対象

次のA～Eの項目を公開の対象とします。

A. 研究開発費等

GCP 省令などの公的規制のもとで実施されている臨床試験や、OTC 医薬品等の開発の治験及び製造販売後臨床試験が含まれ、また、GPSP 省令、GVP 省令などの公的規制のもと実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用が含まれます。

〔公開項目〕	〔公開方法〕
① 共同研究費	年間の総額
② 委託研究費	年間の総額
③ 臨床試験費	年間の総額
④ 製造販売後臨床試験費	年間の総額
⑤ 副作用・感染症症例報告費	年間の総額
⑥ 製造販売後調査費	年間の総額

B. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄付金、一般寄付金、及び学会等の会合開催費用の支援としての学会寄付金、学会共催費が含まれます。

〔公開項目〕	〔公開方法〕
① 奨学寄付金	年間の件数・総額
② 一般寄付金	年間の件数・総額
③ 学会寄付金	年間の件数・総額
④ 学会共催費	年間の件数・総額

C. 原稿執筆料等

OTC 医薬品等に関する科学的な情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する費用等が含まれます。

〔公開項目〕	〔公開方法〕
① 講師謝金	年間の件数・総額
② 原稿執筆料、監修料	年間の件数・総額
③ コンサルティング等業務委託費	年間の件数・総額

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する OTC 医薬品等の科学的な情報提供に必要な講演会、説明会等の費用が含まれます。

〔公開項目〕	〔公開方法〕
① 講演会費	年間の件数・総額
② 説明会費	年間の件数・総額
③ 医学・薬学関連文献等提供費	年間の総額

E. その他の費用

OTC 医薬品等の研究開発に関連する医療関係者への社会的儀礼としての費用が含まれます。

〔公開項目〕	〔公開方法〕
① 接遇等費用	年間の総額

6. 定義

本指針における医療機関等、医療関係者などの定義は次のとおりとします。

- ① 「医療機関等」とは、病院、診療所、介護老人保健施設、薬局、店舗販売業、その他医療を行うもの及び CRO を含む医療関連研究機関等とします。
- ② 「医療関係者」とは、医療機関等に所属する、医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者、看護師、その他の医療の担い手とします。

以上